

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第35回）

1 日時 令和6年6月14日（金）13時02分～13時41分

2 場所 Web会議

3 出席者

(1) 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、山下 東子（以上5名）

(2) 総務省

五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

(3) 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題

(1) 論点整理（案）

(2) その他

【相田主査】 それでは、本日は皆様、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第35回会合を開催いたします。

本日、御都合により、柴田委員、三友委員及び森委員は御欠席と伺っております。また、現在、矢入委員がまだお見えではないというのと、あと、山下委員におかれましては途中で退席する御予定と伺っております。

まず事務局より開催に当たっての注意事項等の御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。

まずはウェブ会議による開催上の注意事項について御案内させていただきます。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局におきまして傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきますので、御了承いただければと思います。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクのほうをミュートにさせていただきまして、映像もオフにさせていただきますよう、よろしくお願ひいたします。御発言を御希望される際には、事前にチャット欄のほうに全員宛てに発言したい旨のほうを御連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。それを見まして、相田先生のほうから発言者のほうを指名させていただき方式とさせていただきますと存じます。発言の際には、マイクのほうをオンにさせていただきまして、また、映像もオンにして御発言いただければと思います。また、御発言終わりましたら、いずれもオフに戻していただきますようよろしくお願ひいたします。

接続に不具合があるような場合に関しましては、速やかに再接続のほうをお試ひいただきますようよろしくお願ひいたします。

その他、チャット機能で随時全員宛てに随時御連絡いただければ御対応のほうさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

注意事項は以上となります。

続きまして、配付資料の確認となります。議事次第にも記載されておりますが、本日の配付資料は、資料35-1の計1点となっております。

事務局からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議題に入りたいと思います。本日の議題は、検討課題の1つ目の事業者間における網間信号接続の在り方及び検討課題2つ目の固定電話における番号ポータビリティの在り方に関する論点整理です。

まず事務局から説明をお願ひいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。

それでは、資料35-1に基づき御説明させていただきます。資料ですけれども、「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」といたしまして、検討課題1「事業者間における網間信号接続の在り方」、及び検討課題2「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方」に関する論点整理となっております。

資料1ページ目でございますけれども、こちらのほうは情報通信審議会電気通信番号政策委員会における検討ということで、今回諮問させていただいております諮問名「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」を記載させていただいております。

こちらに関しての主な検討課題でございますが、検討課題は3つございますが、今回の論点整理に関しましては、検討課題1つ目の「事業者間における網間信号接続の在り方の検討」、及び、検討課題2つ目の「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討」でございます。

資料めぐりまして、2ページ目に論点のほうを記載させていただいております。まず1つ目、「事業者間における網間信号接続の在り方」でございますが、こちらに関しましては、電気通信番号計画における固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法の在り方について検討させていただいております。

2つ目でございますが、付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法の在り方ということで、ENUM方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要について検討いただいているところでございます。

また、2つ目の論点、「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方」でございますが、こちらに関しましては、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの例外の有無について論点とさせていただいております。

それでは、3ページ目でございますが、「固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法の在り方」についてでございます。こちらに関して対しての論点でございますが、IP網移行後の電気通信番号計画に定める固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法については、ENUM方式に係る内容は残しつつ、電気通信番号計画全体の整合を踏まえた表現とすることが適当ではないかということとさせていただきます。

こちらに関しましては、指定事業者へのアンケートのほうを実施させていただきまして、電気通信番号の指定を受ける事業者27者に対してアンケートのほうを実施いたしました。

結果の概要について表示させていただいておりますが、事業者間における網間信号接続の在り方に関しましては、賛同を含めて意見なしとした者が多数でございました。一方で、NTT東西さんからは意見ありということでございます。

続きまして、4ページ目でございます。こちらに関しては、第33回、34回におきまして事業者さん及び構成員の皆様から寄せられた意見の概要のほうを記載させていただいております。

まず事業者からの意見でございますが、網間信号接続の方法について、ENUM方式に係

る内容は残しつつ、電気通信番号計画全体の整合性を踏まえた表現とすることが適切という御意見いただいております。

また、I P 網移行後の網間信号接続の方法については、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法とすることが望ましいという御意見いただいております。

また、I P 網移行後は、I P 網経由により事業者間の相互接続が行われ、第一種指定電気通信設備を介さない接続も可能となることから、令和7年1月末日以降も第一種指定電気通信設備と接続する方法を認める場合には見直しが必要であるという意見いただいております。

また、第一種指定電気通信設備との接続に係る規定については、I P 網移行後は、事業者は第一種指定電気通信設備と直接接続することから、令和7年1月末日以降も第一種指定電気通信設備と接続する方法を認める場合、「他事業者を介する」という文言は不要という意見をいただいております。

また、構成員の皆様からは、全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）でよいのではないかという御意見と、第一種指定電気通信設備と接続することを明示する必要があるかは、ユニバーサルサービス料との関係も考慮が必要ではないかという御意見をいただいております。

これらの御意見を踏まえまして、5ページ目に方向性の案について示させていただいております。

まず1つ目でございますが、ヒアリング等を踏まえまして、I P 網移行後の網間信号接続の方法は、ENUM方式を前提とし、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と定めることが適当と考えられる。なお、この場合でもNTT東西と直接接続することは義務づけられ、その際は、第一種指定電気通信設備と接続することになるとさせていただいております。

また、2つ目でございますが、ユニバーサルサービス制度との関係から第一種指定電気通信設備との接続を明示した規定とすることが適当であると考えられる。例えば、「第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法」などが例として考えられるとさせていただいております。

続きまして、6ページ目は網間信号接続ということで、参考資料としてこれまでに掲載させていただいた資料を再掲させていただいております。

同じく7ページ目に関しましても、ENUM方式に関する資料ということで、参考として

掲載させていただいております。

また、8ページ目ですけれども、こちらに関しましては、前回事業者ヒアリングでNTT東西さんから発表いただきました資料を参考として掲載させていただいております。

続きまして、「付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法の在り方」について、論点のほうを記載させていただいておりますが、こちらに関しましては、付加的役務電話番号、無線呼出番号等における網間信号接続の方法ということで、ENUM方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要性についてどのような定めとすることが適切かというところを論点として挙げさせていただいております。こちらに関しましては、指定事業者へのアンケートのほうを実施させていただきました。

アンケートの内容でございますが、付加的役務電話番号及び特定IP電話番号においては、多くの事業者から番号ポータビリティは不要との回答が得られた一方、一部の事業者からは必要との回答が得られたところでございます。

また、無線呼出番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号につきましては、番号の指定を新たに希望する事業者がおらず、また、番号ポータビリティを必要とすると回答した者はいなかったという状況でございます。

下のほうに付加的役務電話番号及び特定IP電話番号について、番号ポータビリティの必要性について回答したところ、回答した者等についてまとめさせていただいております。

これら番号に関しましては、必要とした者が5者、全27者中5者であったのに対して、不要とした者は22者であったという状況でございます。

続きまして、10ページ目でございますが、こちらに関しましては、委員会等において得られた意見の概要となっております。

まず、事業者からの意見でございますが、顧客は自らが使用する電話番号を周知するために、大きな時間とコストをかけている。このため、0120/0800については番号ポータビリティが必要だと考える。

また、0120/0800については番号ポータビリティが必要とは感じている一方で、0570や0990などの特別な用途に特化した番号については現時点では必要性を感じていないと御意見いただいております。

また、0570番号についても将来的には番号ポータビリティの必要性があるのではな

いかと御意見いただいております。

また、050番号については、現時点では番号ポータビリティを要望する声あまり聞き及ばない。利用者による番号ポータビリティの要望が高まったときに番号ポータビリティの対象とすることが適当という御意見もいただいております。

また、0120/0800に関しましては、事業者間合意に基づいて既に番号ポータビリティが実施されていることから、新たに制度として規定する必要はないというような御意見もいただいております。

また、0120/0800番号に関しましては、番号ポータビリティを新たに規定することは、新規参入のハードルを上げることになるのではないかといた御意見のほうもいただいております。

他方で、050に関しては、番号ポータビリティが行えることはよいことであるという御意見をいただいている一方で、システム開発等の負担により利用者への負担増が考えられることから、メリットよりもデメリットが上回るのではないかといた御意見いただいております。

また、番号ポータビリティに関しましては、番号ポータビリティが義務化されても、既に初期設備投資が終わっている事業者に発生するのは運用コストのみであるという御意見ですとか、中小の認定事業者にとっては、ENUMデータベース等を大手事業者から借りやすくなるため、番号ポータビリティの義務化は歓迎といった御意見をいただいております。

このほか、網間信号接続の方法に関しましては、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号で得られた意見と同様の意見が見られてございます。

また、構成員の皆様からは、0120/0800については、事業者間合意に基づき、既に番号ポータビリティが実施されているため、新たに制度として規定する必要はないとの意見がございましたが、これについては大手の既得権益を守ろうとしているわけではないのかというような御意見、番号ポータビリティを義務化した場合、そのための設備や仕組みを用意する必要があり、コストがかかるのではないかといた御意見をいただいております。

他方で、完全新規の事業者にとっては、最小限のENUMデータベースを用意するすれば事足りるため、初期投資は比較的容易ではないか。ただし、050のような運用中の番号については、ENUMデータベースへの移行にあたり大きな追加投資が必要なのではないかといた御意見のほうをいただいております。

1 1 ページ目に関しましては、「各種番号の現状」といたしまして、今般議論させていただいております各番号に関しまして、指定事業者数、指定率、また番号ポータビリティの必要性、ENUM方式の必要性、新規の番号指定の意向等についてまとめさせていただいております。

1 2 ページに関しましては、番号ポータビリティの必要性があるという回答がありました付加的役務電話番号と特定 I P 電話番号に関しまして、指定事業者さんのほうを掲載させていただいております。

1 3 ページ目に関しましては、参考としまして、主な電気通信番号の使用状況のほうを掲載させていただいております。

1 4 ページ目ですけれども、こちらに関しましては、参考として番号ポータビリティについて規定する場合と規定しない場合との違いについて記載させていただいております。

まず新規参入に関してですけれども、番号ポータビリティを規定する場合に関しましては、番号ポータビリティの対応は必須となることから、各社との実施に関する調整が不要となるというところがございます。また、初期投資・運用コストを前提に事業計画が立てられるといったところがございます。

他方で、規定しない場合に関しましては、番号ポータビリティの有無に関しては各社との調整が必要になるというところがございます。また、初期投資・運用コスト次第では番号ポータビリティを実施しない可能性があるというところを記載させていただいております。

また、設備投資に関してですけれども、番号ポータビリティを規定する場合には設備投資は必須となりますが、規定しない場合に関しましては、番号ポータビリティに対応する場合、その場合にのみ必要といったような状況でございます。

また、開始の時期でございますが、番号ポータビリティ規定がある場合に関しましては、原則サービス提供開始時点からの対応となっております。他方で規定しない場合に関しましては、事業者間合意が得られた後に対応することとなっております。

また、利用者利便に関してですけれども、番号ポータビリティ規定する場合に関しましては、利用者としては、自らに適したサービスを自由に選択、また変更が可能となるという状況でございます。

他方で、こちら規定しない場合に関しましては、一度契約してしまうと、その後サービスを変更するというところがなかなか困難になるのではないかとこのところでございます。

これらを踏まえまして、網間信号接続の方法の在り方に関する方向性でございますけれども、網間信号接続の方法としましては、I P 網移行後は接続対象事業者と直接接続する方法を前提としつつ、現行でも第一種指定電気通信設備との接続を義務づけている点を鑑み、これを明示した形で規定することが適当と考えられるとしてございます。

また、各電気通信番号の番号ポータビリティに関しましては、以下のような方向性が適当ではないかとさせていただいてございまして、まず1つ目、付加的役務電話番号ですけれども、付加的役務電話番号のうち着信課金機能に関しましては、新規指定の意向を有する事業者が複数いる上、番号ポータビリティのニーズがあり、特に0120に関しては番号指定の余地が小さい。このような状況を踏まえ、事業者間の合意のもとで既に番号ポータビリティが行われている

新規参入の観点からは、あらかじめ番号ポータビリティの義務づけが明確であるほうが検討しやすいこと、また、競争促進の観点からも番号ポータビリティが有効である。一方で、着信課金の現行事業者は既に番号ポータビリティを実施しており、仮にこれを義務づけたとしても大きなコスト負担が発生する状況ではない。

このため、着信課金機能については、番号ポータビリティの実施について義務づけるとともに、網間信号接続の方法をENUM方式に限ることが適当ではないかとさせていただいてございます。

また、統一番号機能（0570）につきましましては、法人がコールセンター等で主に利用している実態を踏まえれば、番号ポータビリティについて一定のニーズがあり、これを義務づけることが望ましい。また、義務づけられる接続方法が明確であれば、事業者にとって参入に係るコストが検討しやすいというメリットがございます。

しかしながら、0570のサービスの開始予定が決まっている事業者において番号ポータビリティの要望はなく、また、I P 網への移行完了を間近に控えた状況におきまして、番号ポータビリティの実施の義務づけを行うことは、かえって番号の指定を希望している事業者の市場への参入障壁となるおそれがあるのではないかと。

このため、0570については、番号ポータビリティの義務づけは当面の間実施せず、状況を注視することが適当ではないかとさせていただいてございます。

同じく付加的役務電話番号の続きでございますが、着信課金機能及び統一番号機能以外の機能に関しましては、現時点で指定事業者は1社以下が多く、2社の場合であっても常時使用しているものではないことから、番号ポータビリティを義務づける必要は低い。

以上のことから、着信課金機能については番号ポータビリティを義務づけることとし、それ以外については義務づけは不要とすることが適当ではないか。なお、番号計画上の電気通信番号の使用に関する条件に関しては、機能ではなく番号種別ごとに定められていることから、付加的役務電話番号については原則義務づけることとした上で例外規定を設けることが適当ではないかとさせていただいてございます。

2つ目、特定IP電話番号に関してでございます。特定IP電話番号、050番号に関しましては、新規指定の意向を有する事業者が数社いるものの番号の指定余地は大きく、利用者もそれほど多くないこと、また、既存の指定事業者が20社と多く、仮に現時点で番号ポータビリティを義務づけた場合には追加の設備投資が必要となり、利用者への費用負担が発生するおそれがある。

このため、番号ポータビリティの義務づけは当面は行わないことが適当と考えられるとさせていただいてございます。

その他、無線呼出番号、FMC電話番号、特定接続電話番号に関しましては、新規指定の意向を有する事業者はなく、番号ポータビリティの必要性についても意見が得られなかったことを踏まえ、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当と考えられるとさせていただいてございます。

最後、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの例外についてでございます。こちらに関しましては、固定電話番号については、電気通信番号計画において事業者間相互の番号ポータビリティを可能にすることを規定している一方、音声伝送携帯電話番号の定めとは異なり例外規定が存在しないが、番号ポータビリティが技術的に行えないケース、または、ニーズがなく実施するする必要のないケースなどの例外について規定する必要があるのではないかというふうなところでございます。

こちらに関して、委員会等で得られた意見の概要のほうを記載させていただいてございます。

まず、事業者さんのほうからですが、番号ポータビリティが技術的に行えないケースということで、NTT東西さんのほうから意見のほうがございました。

また、番号ポータビリティを実施する必要がないケースといたしまして、NTT東西が提供する公衆電話、緊急電話ですとか、付加的役務電話番号などのサービス呼の裏番号などが挙げられるというところで御意見いただいています。

また、その他考慮しておくべき事項というところで、番号ポータビリティの実施に当たっ

では、利用者が分かりやすいフローであることが必要であるという御意見ですとか、卸元・卸先によらず全事業者が同じ仕様・時間で番号ポータビリティが実施できることを確保することが重要である。

番号ポータビリティのスムーズな運用を通じて利用者利便を確保し、事業者間競争の障害要因とならないようにすべく、ガイドライン等の整理が必要なのではないかという御意見、また、番号ポータビリティの例外が認められるのであれば共有してほしいというような御意見のほうをいただいております。

これらを踏まえまして、方向性のほう、現在表示させていただいているページの下のほうに記載させていただいておりますが、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティについては、事業者より、技術的に行えないケース及び番号ポータビリティを行う必要のないケースについての報告が行われ、多様なケースが存在することが確認できた。このため、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティにおいても、例外規定を定めることが適当と考えられるとさせていただいております。

他方で、番号ポータビリティが技術的に行えないケース及び番号ポータビリティを行う必要のないケースについては、公正競争の確保の観点から、総務省において公表することが適当ではないかとさせていただいております。

また、最後に、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たっては、事業者間の公正競争及び利用者利便を確保するため、確保すべき事項をガイドライン等により示すことが適当ではないかとさせていただいております。

19ページ目は番号ポータビリティに関する電気通信番号計画の抜粋のほうに記載させていただいております。

また、20ページ目のほうにアンケートのほうを実施させさせていただいた27者さんについて記載させていただいているところでございます。

事務局からの資料の説明は以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえて御質問、御意見等ございましたらチャット欄に記入いただければと思います。もしそれが難しいようでしたら直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。

それでは、まず、猿渡委員、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。

まとめていただいている、特に15ページ目がいい感じかなと思っていて、今回、0120だけ番号ポータビリティを許可するという事で、僕も前回の委員会で大手はコストがかかるからと言っていたんですが、そこに対して整理の中で、既に実施されているのであればそんなにコストがかからないのではないかという、あのときには出なかった意見がここに記載されていて、確かにそのとおりだなと思うので、非常にいい感じにまとまったのではないかと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまのは御意見ということだと思います。賛同の御意見ということだと思いますけれども。

それでは、山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。私は途中で抜けさせていただくので、先に質問と意見を申し上げたいと思います。

まず、番号ポータビリティを今は決めていないけれども、後で決める場合、これ10ページあたりのことになるかと思うんですけども、コスト的に、今番号ポータビリティが必要だと決定してそのための準備をするのと、その都度必要になってから準備をするのと、必要なコストが変わってくるのかどうか、開発費用なり、網の改変費用なりというんでしょうか、そういったものが後づけでやっていくとかえって高くつくとか、そういうことがあるのだろうかということを教えていただきたいと思っています。

それから、同じ10ページで、真ん中よりちょっと下のところで、義務化されても初期投資が終わっていたら事業者に発生するのは運用コストのみと書かれているんですけども、その運用コストというのは、具体的にどのようなもので、これは幾らぐらいかかるものかということが既に分かっているものなのか、それとも、これもやっぱりやってみないと分からないようなものなのか、その辺りを教えていただきたいと思いました。

今のが質問で、あとコメント的なことになるんですけども、18ページ、最後のところのガイドラインで示すという、そこですが、私もこれには賛成です。今、議論に加わっている既存の事業者と近く参入される予定の方も議論に加わるというか、リアルタイムで議論を御覧になっていろんな判断をされると思うんですけども、それ以外のまだ見ぬ新規参入者といいますか、あと、まだ見ぬ技術、そういったものに対しての中立的あるいは公平的な措置が必要だろうと。ただ、まだ見えないので、そういう意味ではできるだけそういった者に対しても広く開かれているようなガイドライン、まだ見ぬ参入者、まだ見ぬサービスに対し

でも、中立的な、あるいは公平なガイドラインというものが定められるということを希望して、それに賛成いたします。

以上です。ありがとうございます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、事務局のほうで先ほどの猿渡先生のコメント及び今の山下先生からの御質問と御意見について御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。猿渡先生、山下先生、御意見、御質問ありがとうございます。

まず、猿渡先生からいただいた御意見でございますが、0120に限っての番号ポータビリティの実施については賛同いただけるというところ、ありがとうございます。0120/0800に関しましては、既に事業者間合意に基づいて実施されているところでございますので、今後、規定の番号計画等において定めることによって、より事業者が参入しやすくなる、また利用者の利便性が確保できるような制度とさせていただければと考えてございますので、引き続き御支援のほういただければと思います。ありがとうございます。

また、山下先生におかれましては、御質問のほう何点かいただいておりますが、まず1点目としては、初めから番号ポータビリティを義務づけた場合と後づけで義務づけた場合とで費用が変わってくるのかどうかというところで御質問をまずいただいていたかと思いますが、こちらに関しましては、明確に幾らかかりますとか、どの程度費用がかかりますといったことは事務局のほうからは申し上げられないところではございますが、一般的に考えまして、一度構築してしまったシステムというものに後づけで追加するとなりますと、なかなか、既存のシステムに影響を及ぼさないような開発等必要となってしまうし、利用者にも影響を及ぼさないような形で開発を進める必要がございますので、そういった点を含めると、具体的な設備投資の費用もかかるんですけども、運用とか利用者等にも影響を及ぼさないような形で開発を進めなければならないという、そういったような運用的な負荷といったところも含めて、後づけにするのはなかなか難しいのではないかなというところでございます。

また、運用コストというものがどういったもので幾らかかるかというところでございますけれども、こちらに関しましては、詳細なところに関しましては、具体的にどういったところが必要なのかというところまではちょっと我々のほうとしても踏み込めないところがございますけれども、やはり先ほども申しましたが、運用中の利用者に対する影響が及ばない

ような形でシステム改修を行うとか、そういったところ注意しなければならないですし、何かしらあった場合の対応ですかね、そういった窓口とかも設ける必要がございますので、運用コストのほうもかかってくるものかなと思います。

また、幾らかかるかというところに関しましては、分からないところではございますけれども、やはり何らかのコストが発生するというのがございますので、こちらについて、運用コスト、初期投資が必要と、必要ではないというようなところもありますけれども、やはりコストがかかること自体、そういったこと自体が参入障壁となり得るのではないかなというところがございますというところでございます。

最後、ガイドラインに賛同という御意見のほういただいておりますが、こちらに関しましては、今、番号の指定を受けている事業者のみならず、これから参入しようとする事業者とか、そういったところに関しましても考慮した上でのガイドラインの作成等が望ましいと考えておりますので、そういったところも含めまして今後検討させていただければと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【相田主査】 山下先生、よろしゅうございますでしょうか。

【山下専門委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、藤井委員、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。18ページですかね、番号ポータビリティの例外についてのところをまとめていただきましてありがとうございます。特に例外的に技術的に行えないケースというのは、かなり、モバイルの番号ポータビリティより複雑なケースがあるんじゃないかと思っておりますので、この辺りはしっかり総務省さんで公表するというような方向性出ていますので、ここはしっかりやっていただくのがいいのかなと思っております。

それで、ガイドライン、こういうのでつくっていく形になるのではないかなと思いますが、これ、実際もう既に議論進んでいるのかもしれないんですが、固定電話の番号ポータビリティの場合の手数料の上限とか、そういうところの議論というのはどこか別のところで進んでいるのかどうかという、ここは質問ですが、教えていただけますでしょうか。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、事務局、御回答お願いできますか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。今いただきました固定電話の番号ポータビリティですけれども、やはり藤井先生おっしゃるとおり、モバイルよりもなかなか理解しづらいところがあるかなと思いますので、そちらに関しましては、総務省としましては、利用者が何かしら困ることがないように、どういった場合ではできて、どういった場合がちょっと難しいとか、そういったところについても今後示させていただければと考えているところでございます。

また、2つ目、固定電話番号ポータビリティにかかる手数料に関してですけれども、こちらに関しましては、今指定事業者の中で多少の議論はされているかなとは思うんですけれども、公にそういったような議論をされているかというところまでは、されていないかなと思うところでございます。

ですので、例えば携帯電話に関する番号ポータビリティのガイドラインというものは総務省のほうでは出させていただいておりますけれども、そちらのほうには事務手数料とか、そういったところに関してもガイドラインのほうに記載させていただいておりますので、今後、番号ポータビリティ、固定電話の番号ポータビリティ、こちらについてガイドラインを作成するような段階で、上限とかについても触れていければよいのかなというところでございます。

以上でございます。

【藤井専門委員】 そこについて、番号ポータビリティを実現すると、ある事業者に移った後戻ろうとしたときに費用が非常に高く発生するというようなことは利用者にとってはあまりよろしいことではないかと思っておりますので、その辺りは、ガイドラインを恐らく作ることになるかと思っておりますので、そのときにしっかり定めていただくのがいいかなと思えました。

ありがとうございます。以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。固定電話と携帯電話ではいろいろやっぱり技術的な面等で全く同じというわけにはいかないという面もあるかとは思いますが、先行している携帯電話の番号ポータビリティで、受付時間ですとか、かかる費用ですとか、そういったようなものがもう示されておりますので、それも参考にさせていただいて、携帯電話の場合と比べてあまりに違うというようなことがないような形に持っていただければいいかなと思います。

ぜひそういう意味では総務省さんのほうでもウオッチしていただいて、あまり変な方向

に進まないように監督いただければと私からもお願いしたいと思います。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。そのように考慮させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局におかれましては、本日いただきました御意見等も踏まえて報告書案の作成をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、議題の2、その他ということで、今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。今後のスケジュールでございます。次回ですけれども、ウェブ会議による会合を6月27日木曜日の15時から開催させていただく予定でございます。

事務局からは以上となります。

【相田主査】 ありがとうございます。

以上で事務局に御用意いただいた議事は終了いたしましたけれども、全体を通じまして御発言の希望がございましたらお受けしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第35回会合を閉会させていただきます。

本日も御協力いただきまして、どうもありがとうございました。